

四日市市病院管理規程第3号

市立四日市病院事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月1日

四日市市病院事業管理者 金城 昌明

市立四日市病院事業会計規程の一部を改正する規程

市立四日市病院事業会計規程（平成17年病院管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>指定納付受託者</u>による納付の取扱い) 第26条の2 <u>管理者</u>は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の指定納付受託者を指定し、<u>又はこれを変更し、若しくは取り消したときは、その旨を告示するものとする。</u></p> <p>2 (削除)</p>	<p>(<u>指定代理納付者</u>による納付の取扱い) 第26条の2 <u>企業出納員</u>は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項に規定する承認をしたときは、<u>納入義務者にその旨を証する書面を交付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>地方自治法第231条の2第6項に規定する指定代理納付者からの前項の承認に係る収入金が納付された場合</u>にあっては、<u>前項の書面を領収書とみなす。</u></p>

附 則

この規程は、令和6年3月1日から施行する。

(市立四日市病院事務局経営企画課)